

支給対象月数の具体例

① H30年3月3日生まれの場合

H30年度												
H30.4	5	6	7	8	9	10	11	12	H31.1	2	3	
対象外	対象 (10か月)											

- ・生後2か月を超えた日である5月4日の翌月（平成30年6月）から対象
- ・満1歳になった日である3月2日24時の属する月（平成31年3月）まで対象

② H30年4月3日生まれの場合（支給対象月が2年度にわたる場合）

H30年度												H31年度		
H30.4	5	6	7	8	9	10	11	12	H31.1	2	3	4	5	6
対象外	対象 (10か月)													

- ・生後2か月を超えた日である6月4日の翌月（H30年7月）から対象
- ・満1歳になった日である4月3日の属する月（H31年4月）まで対象
- ・支給対象月が2年度にわたるため、それぞれの年度で申請が必要
- ・前年度の3月31日ですでに支給対象の要件を満たしているため、H31年度は4月分から対象

③ H29年11月15日生まれの場合

H29年度					H30年度							
H29.11	12	H30.1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
対象外	対象 (8か月)											

- ・事業開始がH30年度からなのでH30年4月分から対象
- ・前年度末において支給の要件を満たしているため、当該年度の初月（4月）から対象とする。
- ・満1歳になった日である11月15日の属する月まで対象

④ H30年3月3日生まれで海南市で申請していた者が、11月16日付けでA町（和歌山県内）に転出した場合

H30年度												
H30.4	5	6	7	8	9	10	11	12	H31.1	2	3	
対象外	A市：対象 (6か月)						B町：対象 (4か月)					

- 海南市
- ・生後2か月を超えた日である5月4日の翌月（H30年6月）から対象
 - ・転出日である11月16日の属する月（H30年11月）まで対象

- A町
- ・住民登録の日（転入日）である11月16日の翌月（H30年12月）から対象
 - ・満1歳になった日である3月3日の属する月（H31年3月）まで対象

⑤ H30年3月3日生まれの者が、年度の途中（H30年12月1日）から保育所等に入所

H30年度												
H30.4	5	6	7	8	9	10	11	12	H31.1	2	3	
対象外	対象 (7か月)							対象外				

- ・生後2か月を超えた日である5月4日の翌月（H30年6月）から対象
- ・保育所等に入所した12月1日の属する月（H30年12月）まで対象

⑥H30年5月31日生まれの場合（誕生日が月末日の乳児で、生後2ヶ月を超えた日から対象となる場合）

H30年度												H31年度		
H30.4	5	6	7	8	9	10	11	12	H31.1	2	3	4	5	6
対象外				対象（10か月）										

- ・生後2か月を超えた日である8月1日の属する月（H30年8月）から対象
- ・満1歳になった日である5月30日24時の属する月（H31年5月）まで対象

※誕生日が月末日の乳児で、生後2か月を超えた日から対象となる場合は、例外的に支給対象となった日の属する月から対象

⑦H30年6月1日生まれの場合（誕生日が1日の乳児で、満1歳になった日を超えた日の属する月まで対象となる場合）

H30年度												H31年度		
H30.4	5	6	7	8	9	10	11	12	H31.1	2	3	4	5	6
対象外				対象（10か月）										

- ・生後2か月を超えた日である8月2日の属する月の翌月（H30年9月）から対象
- ・満1歳になった日である5月31日24時を超えた日（6月1日）の属する月（H31年6月）まで対象

※誕生日が各月1日の乳児の場合、例外的に満1歳となった日を超えた日の属する月まで対象

⑧H30年3月3日生まれ（第二子で所得制限あり）の場合

H30年度												H31年度		
H30.4	5	6	7	8	9	10	11	12	H31.1	2	3			
対象外				対象（7か月）										
合算額77,101円以上				合算額77,101円未満										

税の切替

- ・生後2か月を超えた日である5月4日の翌月（H30年6月）から対象
- ・満1歳になった日である3月2日24時の属する月（H31年3月）まで対象

※第二子の乳児なので、H30年6月からH31年3月までの対象期間のうち、所得制限を満たしている期間のみが対象。

所得制限：当該月の合算額で判断

- ・H30年6月～H30年8月については、市町村民税所得割合算額が77,101円以上なので対象外
- ・H30年9月～H31年3月については、市町村民税所得割合算額が77,101円未満なので対象